

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 29 日

各都道府県
 財政担当課
 市区町村担当課
 就業者負担軽減支援金担当課
各市区町村
 財政担当課
 就業者負担軽減支援金担当課

} 御中

内閣官房人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局
内閣府大臣官房所得に連動したきめ細かな給付制度準備室

令和 8 年度一般会計就業者負担軽減支援金の
導入に係る予備費使用の閣議決定について

「就業者負担軽減支援金」（以下「支援金」という。）については、「就業者負担軽減支援金」の導入について」（令和 8 年 9 月 15 日付事務連絡）においてお知らせしたとおり、先日閣議決定された「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（以下「大綱」という。）において支援金制度を導入する旨が盛り込まれるとともに、支援金制度を円滑に実施するため、関係府省庁は直ちに必要な準備作業に着手することとされ、具体的には、国及び地方公共団体においてシステム開発等に着手できるよう必要な措置を講ずるとともに、制度の趣旨・内容等について、国民や地方公共団体への丁寧な周知広報を行うこととされました。

これを踏まえ、本日、令和 8 年度一般会計就業者負担軽減支援金の導入に係る予備費の使用が閣議決定され、支援金制度の導入準備に必要な経費として、約 338 億円が措置されたところです。

特に、大綱において、「事務費やシステム改修等に要する経費については、制度導入に際して全額国費措置としつつ、その後も、制度の実施状況等を踏まえ、地方の事務執行に支障が生じないよう、国において必要な対応を行う。」とされたことを踏まえ、地方公共団体が実施するシステム改修等に要する経費を補助することとしています。

詳細は今後、交付要綱等で示してまいります。地方公共団体におかれては、必要なシステム改修等に着手いただけるよう、年度内のできるだけ早期の予算化に向けた検討をお願いいたします。

なお、令和 8 年 9 月 15 日付事務連絡において、支援金制度の担当者の報告をお願いしたところですが、調整中の団体もあることから、本事務連絡は、「一斉通知・調査システム」で登録されている各都道府県及び各市区町村の「財政担当」、「市町村（総務）担当」へ通知しております。支援金制度の担当者を回答いただいた地方公共団体におかれては、支援金制度の担当者へ本事務連絡について周知いただきますようお願いいたします。また、支援金制度の担当者を未回答の地方公共団体におかれては、回答後の担当者変更も受け付けますので、速やかに回答いただきますようお願いいたします。

<関係資料一覧>

別紙 1 令和 8 年度一般会計予備費資料（令和 8 年 9 月 29 日閣議決定）

別紙 2 （概要資料）就業者負担軽減支援金制度の導入準備に必要な経費

※別紙 2 の経費のほかに政府広報費（約 10 億円）が予備費措置されており、合算して約 338 億円を支援金制度の導入準備に必要な経費として措置。

（参考）

「飲食料品に係る消費税率の引下げ」及び「給付付き税額控除」について

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shouhizei_zeigakukoujo/index.html

以上

【問合せ先】

内閣官房人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

内閣府大臣官房所得に連動したきめ細かな給付制度準備室

直 通：03-6811-1963

e-mail：zenshajimukyoku.y2z@cas.go.jp